

令和6年4月1日から、納税証明書の提示が必要かどうかをパソコンやスマートフォンから簡単に確認できるようになります！

鳥根県継続検査用確認システムとは

継続検査・構造等変更検査のときには、鳥根運輸支局で自動車税（種別割）に滞納がない旨の確認が行われます。

現在、県のシステムと連携し自動車税（種別割）に滞納がない旨の確認を電子的に行っていますので、原則として車検時に納税証明書を提示する必要はありませんが、納付後間もないなど一部の場合は、電子的な確認ができませんので、従来どおり納税証明書を提示していただく必要があります。

鳥根県継続検査用確認システムでは、納税証明書の提示が必要かどうかをパソコンやスマートフォンから簡単に確認できるシステムです。

■照会の対象となる自動車

- ・鳥根運輸支局に登録がある（鳥根・出雲ナンバー）の自動車です。
- ・軽自動車及び二輪車については照会できません。お住いの市町村にご確認ください。
- ・今年度県外から転入した自動車については、このシステムでは照会できません。転入前の都道府県にご確認ください。

■利用できる方

- ・照会の対象となる自動車の納税義務者又はその代理人です。

■利用に必要なもの

- ・自動車の登録番号（ナンバープレートの番号）及び車台番号が必要です。車検証をご用意ください。

■照会結果について

- ・納税の確認ができていない場合は、照会結果欄に「納税証明書の提示は不要です。」と表示されます。
- ・OSSによる継続検査申請の場合は、申請時に納税の確認ができていない必要があります。申請時に納税の確認ができなかった場合は、その後当該システムで「納税証明書の提示は不要です。」と表示された場合であっても、納税証明書の提示が必要となりますので、申請前のご確認をお願いします。
- ・税金の納付後、このシステムに納付状況が反映するまで2週間程度かかる場合があります。

■その他

- ・スマートフォンから照会する場合は、1台ずつの照会となります。

ご利用方法

「鳥根県継続検査用確認システム」トップ画面で、利用規約確認後、連絡先電話番号を入力してログイン



右の画面に遷移します。

- ① ナンバープレート番号を入力
- ② 車台番号下4桁を入力
- ③ 照会ボタンを押下
- ④ 照会結果が表示されます。

鳥根県継続検査用確認システムはこちらから



県税ホームページ
鳥根県継続検査用確認システムについて

お問い合わせ先 鳥根県税務課納税係 TEL:(0852)22-6830